

〔修士論文要旨〕

## 贄進制度の再検討

\* 松 葉 文 恵

贄は「延喜式」の宮内省、大膳職下、内膳司などにある程度制度規定があるほか、大宝職制律監臨官強取猪鹿条、「古事記」「風土記」の説話記事などがあるだけで、その様相は不明であったが、平城宮・京跡、藤原宮跡をはじめとする遺跡から出土した贄関係木簡の存在によって贄という食料貢進制度は研究対象として注目されることとなり、多くの研究者が贄制度や起源、実態の解明に努めてきた。一九八〇年代末には二条大路木簡・長屋王家木簡などの木簡群の発見、さらに近年では、飛鳥池遺跡出土木簡という新しい木簡群の発見もあり、贄関係木簡の点数も飛躍的に増えることとなり、以前の様相と異にする部分もみられ、さらに多くの贄に関する論文が発表されることとなった。

まず、研究史として贄木簡出土を契機とする直木孝次郎氏の論考発表以後、二条大路木簡・長屋王家木簡の未発見段階の一九八〇年代末までを贄研究の第一段階とし、二条大路木簡・長屋王家木簡、さらには飛鳥池遺跡出土木簡の発見によって膨大な史料を得ることになる一九九〇年代以降の研究を第二段階として分類した。これら第二段階の論文を整理し、贄進制度に関する問題を抽出して、贄木簡の分析を行

うことによって贄進制度の再検討を試みる。

まず、贄木簡の分析については「贄」と表記される一五七点の木簡のみを扱い、各国の贄の表記、貢進地域、貢進物および貢進物と「延喜式」の各税品目との比較、記載形態・内容の特徴等を分析し、それらの分析を参考として「大贄」「御贄」表記の問題、贄取取体制に関係する、個人名および「中男作物」「調」記載の贄木簡、律令制下における贄の位置づけという三点について論じる。

第一の「御贄」「大贄」表記の問題については、贄進上の管理者の変化に伴い「大贄」から「御贄」へと表記が変化したとする説、「大贄」と「御贄」は別のものであり、「御贄」は王権固有の二への減少に起因する、天平期に入ってから見られる新しいタイプの贄とする説、「大贄」と「御贄」は表記上の差異であって大きな意味を持たないとする説があるが、贄木簡に記される年代を整理してみると、「大贄」は(大宝) 参年(七〇三) 十月廿二日、「御贄」は天平元年(七二九) 十一月十五日の紀年を有するものが一番早い時期のものであることが確認できる。そして「大贄」表記は天平十八年(七四六) 十二月まで、「御贄」表記は天平十九年(七四七) 二月廿八日までみることができ、

現在出土している贄木簡の中では「大贄」「御贄」表記はほぼ同じ時期までなされていたことがわかる。

因幡国の贄木簡の表記をみると、天平五年（七三三）四月は「大贄」と記し、天平八年（七三六）七月と十月は「御贄」、神護景雲四（七七〇）は「大御贄」と記す。「大贄」から「御贄」へと表記の変化があったと考えるならば、因幡国の「大贄」から「御贄」への表記の変化は天平五年から天平八年の間であったことになるが、約三十五年後の「神護景雲四」（七七〇）と記す木簡においては「大御贄」と表記されており、「大贄」と「御贄」が全く別のものであったのならば「大贄」「御贄」を混合した表記はされないであろう。つまり「大贄」「御贄」と表記の差異は異なる表記上の差異に過ぎないと考えられる。

第二の贄収取体制に関しては、贄木簡の示す八世紀の贄進の様相、特に個人名を記す木簡について考察する。

個人名を記す贄木簡の特徴としては、国・郡・郷（里）などの行政単位または特定集団が記され、逆に国・郡（評）までの記載や、郡（評）で留まる贄木簡には個人名は見当たらないということがいえる。贄木簡の多くは個人名を記さないが数点の贄木簡には個人名を記している。贄進に際して多くの場合荷札に個人名を記さないのは、その必要がないから、または貢進主体が個人ではないからと考える。

贄が個人ではなく国ごとに課せられたものであっても、それを捕獲または採取するのは個人であり、贄木簡に記される個人名は捕獲者あるいは採取者の名前が木簡上に記されているとみることができるとする。

して、個人名とともに「中男作物」や「調」と記載される木簡は、「延喜式」においても正税交易や調物を贄にふりかえるといった形で贄が調達されていたことが窺われるので、贄木簡に記される「中男作物」や「調」は、贄収取にあたり「中男作物」や「調」によって調備されたことを示していると考えられる。こういった贄の収取形態はほんの一部であり、古来より続くと思われる各地域における生鮮食料品の中央への貢進の慣習によるところが大きい贄にとつて、収取の在り方は国によって違いがあるのではないかと推測される。

第三の律令制下における贄の位置づけについては、贄木簡の貢納品目と「延喜式」に規定される品目を比較すると一部の品目は贄から調や中男作物へと改編されながらも依然として贄は残っていくことがわかり、さらに、調と贄は貢納形態も違い、あえて調と贄を分離した形で納めさせている。

調に一元化されず律令制下においてもなお贄が存続するのは、「延喜式」内膳司に節料、年料の用途に関する規定が記されており、贄は供御と儀礼に用いられるものであったことが推測され、調と贄の使用目的の違いに贄制度の意義を見出すことができる。

しかし、量的充足を図るのであれば調制の強化が合理的であり、天皇の供御、儀礼に用いるために調とは別に贄として貢進させるといふことは、古代より日本固有の慣習として服属儀礼に伴う生鮮食料品の貢進が行われてきたという歴史的背景によるものであろう。贄はその起源である服属儀礼的、祭祀的意味合いを色濃く残し、天皇の供御、儀

札に用いる物資の確保を目的とするともに、贄貢進によるイデオロギ  
ー的側面の保持を目的としたと考えられる。

最後に贄貢進と関連して御食国について述べられることがあること  
から、御食国についても言及する。「御食国」とは万葉集にのみみら  
れるものであり、「御食国」と詠われているのは志摩国、淡路国、伊  
勢国の三国であるが、各論文においてみられる御食国には多少の認識  
差があり、やや感覚的に捉えている部分があるようにも思われる。

一般的な見解によると御食国というのは、高橋氏(膳氏)、安曇氏  
の「伴造一部」による贄取体制が窺われたり、高橋氏(膳氏)や安  
曇氏が世襲的に国司となり、両氏との関係によって贄が貢進される  
国々であるとされている。律令制以前の中央と膳氏(高橋氏)・安曇  
氏の関係によって、内膳奉膳に両氏が任ぜられたという経緯を考える  
と、彼らの勢力基盤である国々は恒常的に中央へ生鮮食料品を貢進し  
ていたであろうから御食国とみなすことができるが、奈良時代末まで  
の各国の国司をみる限り、高橋氏、安曇氏が世襲的に国司となってい  
る国はなく、国司に高橋氏(膳氏)、安曇氏が任命され、両氏を通じ  
て行われる贄貢進国を御食国とすることは考えがたい。

御食国に関してはなお検討すべき点が数多く残されており、今後の  
課題としたい。